

平成22年度 第4回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成22年12月21日(火) 開会 午前 9時30分 閉会 午前10時05分						
会議場所	市長公室	出席者数	委員定数14名中 出席者13名				
出席者	委員	1号	会長	平井 允		—	—
			委員	林 三喜		2号	委員 藤屋 喜代美
			委員	谷澤 誠		委員 瀬戸口 幸子	
		委員	星野 光弘		委員 篠田 剛		
		2号	委員	須藤 敦夫		委員 梅田 昌照	
			委員	大澤 英雄		委員 南部 光照	
			委員	横山 久恵		委員 守山 義一	
	臨時委員	なし		参考人	なし		
幹事	桶田 正						
庶務担当課職員及び説明担当員等	(庶務兼説明担当職員) 新井副部長兼課長、新井副課長、齊藤主査、関口主任 (説明担当員) 産業振興課：岩田副部長兼課長、村木主査						
欠席委員	職務代理 関野 兼太郎						
議長	平井 允			担当書記	関口 宏幸		

## 会 議 事 項

### 1 開 会 桶田 幹事

### 2 会長あいさつ 平井 会長

### 3 市長あいさつ 星野 市長

富士見市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長にあたる。

委員の出席状況報告。委員14名中13名が出席により、富士見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。

富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要領に基づく傍聴者は、0名であることを報告。

### 4 会議録署名委員の選出

富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名委員として「横山久恵」委員と「南部光照」委員を指名。

また、本会議が原則公開であることが会長より述べられ、今回は非公開とする案件「なし」で了承。

### 5 議 事

#### (1) 諮 問

#### ①富士見都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）

担当から別添資料により概要について説明。

なお、変更に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧は、11月30日から12月14日までの2週間行い、縦覧者・意見書提出とも「0名」と報告。

## 会 議 事 項

### 質疑応答

委員：諮問案件の生産緑地地区は既に宅地造成が行われているが、手続きに問題はないのか。

担当：生産緑地法に基づき、市へ買取りの申出、農業委員会及びJAに買取りの斡旋等の諸手続きが行われましたが買取りに至らず、申出から90日を経過したため、行為制限の解除がされました。このため、本日の諮問以前において土地利用が可能となったものであり、法定手続きを踏まえ進められていますので問題はありません。

委員：前回諮問のあった地区が本日の諮問案件となっているが。

担当：前回の諮問時においては相続手続き中であり、所有者が確定されていなかったため、生産緑地地区の指定要件である同意書の提出がされませんでした。その後、相続手続きが完了し生産緑地地区の追加指定の申出を所有者から受け、本日の諮問となったものです。

委員：本年に変更された生産緑地地区の地区数と面積の増減及び変更後の地区数と面積は。

担当：本年度は、旧暫定逆線引き地区の市街化区域への編入に伴う追加地区が56地区、29.02ヘクタール、行為制限の解除等による減少地区数が2地区0.21ヘクタールです。変更後の地区数は、246地区、88.52ヘクタールとなります。

委員：道路用地として寄付採納されるため生産緑地地区が解除されるとのことだが、該当道路は全線整備がされることとなるのか。

担当：寄付採納により、当該路線については全線整備されることとなります。

委員：道路用地として寄付採納がされた以外の残地についての扱いは。

担当：残地につきましては、所有者が引き続き農地として利用されると伺っています。

以上の質疑を経て、採決を行う。

「富士見都市計画生産緑地地区の変更について」挙手により賛否を諮ったところ、

## 会 議 事 項

挙手全員で原案のとおり「賛成」することに決定。

6 閉 会 桶田 幹事